

答 申 第 3 号
平成22年 2 月24日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年 4 月15日付け青教施第58号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

弘前南高校体育館大規模改修に係る追加工事に関する文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当ではない。

ただし、実施機関は、平成21年4月13日付け一部開示決定処分により、対象となった行政文書をすべて開示したものと認められる。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成20年12月24日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書（起案書、開催案内文書並びに協議までに入手した資料等を含む。）
- (2) 上記(1)の協議後に指摘内容に対する対応の分かるもの（起案書、方針決裁文書を含む。）
- (3) 弘前南高校第一体育館大規模改修工事の工事期間延長の経緯の分かる一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、上記1(2)に係る行政文書については、次の行政文書を特定し、開示するとともに、上記1の(1)及び(3)に係る行政文書については、開示請求された行政文書を保有していないとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年1月7日、異議申立人に通知した。

- (1) 弘前南高校第一体育館大規模改修の追加工事に係る対応について
- (2) 弘前南高校第一体育館大規模改修の追加工事の検討資料
- (3) 大規模改修（学校建設費）について

(4) 平成19年度 2月補正予算 細事業別見積額説明

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年1月15日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

4 実施機関の追加決定

実施機関は、上記3の異議申立てがあった後、本件開示請求に対して、上記1(1)に係る行政文書については、次の(1)から(10)までに掲げる行政文書を、上記1(2)に係る行政文書については、次の(11)及び(19)から(22)までに掲げる行政文書を、上記1の(2)及び(3)に係る行政文書については、次の(12)から(18)までに掲げる行政文書を特定した上で、(1)、(3)、(6)、(12)、(15)及び(17)に掲げる行政文書のうち、住所等の情報が記載された部分については条例第7条第3号に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（以下「平成21年4月13日付け決定」という。）を行い、平成21年4月13日、異議申立人に通知した。

- (1) 旅行命令（平成19年4月17日出張分）
- (2) 復命書（平成19年4月17日出張分）
- (3) 弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議内容
- (4) 弘前南高校大規模改修事業について（平成19年6月7日電話メモ）
- (5) 弘前南高校大規模改修事業について（平成19年8月2日電話メモ）
- (6) 旅行命令（平成19年8月6日出張分）
- (7) 復命書（平成19年8月6日出張分）
- (8) 弘前南高等学校第一体育館大規模改修に係る工事の現状等について
- (9) 弘前南高等学校第一体育館大規模改修事業に係る追加工事打合せについて（平成19年9月26日電話メモ）
- (10) 弘前南高等学校第一体育館大規模改修事業に係る追加工事打合せについて（平成19年9月27日電話メモ）
- (11) 弘前南高校第一体育館大規模改修の追加令達について（平成19年10月15日メモ）
- (12) 弘前南高等学校第一体育館大規模改修に係る今後のスケジュール等について（平成19年10月29日）
- (13) 弘前南高等学校第一体育館大規模改修に係る追加工事等について（平成19年11月2日）
- (14) 弘前南高校第一体育館大規模改修に係る対策（平成19年11月19日メモ）
- (15) 旅行命令（平成19年11月20日出張分）
- (16) 復命書（平成19年11月20日出張分）

- (17) 旅行命令（平成19年12月26日出張分）
- (18) 復命書（平成19年12月26日出張分）
- (19) 平成19年度営繕依頼業務の追加について
- (20) 予算見直し及び振替計画表
- (21) 支出命令票（大規模改修工事（建築）に係るもの）
- (22) 支出命令票（大規模改修工事(電気設備工事)に係るもの）

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、併せて本件開示請求に係る行政文書として特定されなかったものについても開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 開示請求の対象となった協議会について、「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議内容」と題する文書によれば、開催場所は「当課」と記載されている。「当課」とは教育庁学校施設課を指し、その所在は本庁警察本部庁舎6階である。その部屋に、弘前市蔵主町にある中南地域県民局地域整備部建築指導課と、建築住宅課からそれぞれ職員が出張し、協議を行ったものである。

そうすると、その協議会に参加するためには、中南地域県民局地域整備部建築指導課と建築住宅課の職員については少なくとも出張のため、旅行命令権者による旅行命令が発せられなければならない（職員等の旅費に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）第4条）、加えて、当該旅行に係る旅費の支給を受けるためには所定の請求書に必要な資料を添えて提出しなければならない、この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができないこととされている（同第13条）。このことは、職員の服務規定上、職員が個人の判断で勝手にその所在を移動できないことから当然のこととしてなされなければならないことである。

したがって、これら職員が出張のための旅行をするためには、それぞれの所属長を通じて旅行命令権者に対してその許可を得る必要があり、本件に係る協議会出席のための旅行については、そのような手続を経ないでなされた旅行であるという緊

急性はなかったはずであると解されるところ、その協議会開催のための手続は当然のごとく行われていたはずであり、その旅行が正当な職務として行われることの裏付けとなる根拠が組織的に用いられる文書として示されていなければならないものと解される（そうでなければ、関係職員が勝手に集まって個人的な話をしただけ、ということになる。）。

- (2) 本件開示請求の対象とし、不存在を理由に開示されなかったいくつかの文書のうち、協議会開催に係る案内文書についてみると、(1)のとおり青森県文書取扱規程（昭和36年8月青森県訓令甲第27号）に定められる文書であることは明らかである。また、条例第2条第2号に定める行政文書に該当する文書であることも明らかである。
- (3) さらに、本件開示請求の対象とした文書は、協議会開催案内文書に限定したものではなく、協議会を開催しなければならない状況を認識するに至った過程で入手、作成した文書も含まれているものである。したがって、実施機関は協議会開催案内以外の文書についても処分をする合理的理由を示すべきであったが、当該開示請求文書を協議会開催案内の文書に限定して不開示決定したこと、その他の文書について請求内容を無視したことは、実施機関による職権の濫用であり、情報の隠ぺいを疑わせる行為といわざるを得ない。
- (4) また、上記第2の1(3)に係る行政文書についてみると、平成19年1月、平成19年12月、平成20年1月と3回にわたって設計変更が行われていることにかんがみれば、その過程で、建築担当部署との情報の共有化と協議、方針決裁などが行われていたはずであることは容易に推認されるところであり、それらに係る文書についても「保有していない」ことを理由として不開示とすることに合理性はない。
- (5) 加えて、本件開示請求の対象とした起案書、方針決裁文書が何の理由も付されることなく本件開示請求に係る行政文書から除外されたことは条例の本旨に反するもので、あってはならない実施機関による職権の濫用、違法不当な行為である。
行政の意思形成過程において何の決裁手続もされないまま工事契約が結ばれ、工事の設計変更が行われ、したがって予算の変更も行われるということは、行政における手続上もあり得ないことであって、意図的に開示請求対象文書から除外した実施機関の行為は組織的な情報隠しとも疑われる。
- (6) 理由説明書に対する反論

ア 本件異議申立ては、本件処分に対して行っているものである。したがって、本件異議申立て後に行った異議申立人によるその後の開示請求等によって、前記本

件処分及び開示請求対象としなかった文書について開示したとする実施機関による理由説明書記載のような弁解は、本件処分が現在も取り消されていない以上、本件処分について実施機関がなぜ不開示決定を行ったか、なぜ開示対象文書から除外したかについて、何ら合理的な説明にはならないものである。

本件開示請求に対しては、異議申立書に記載のとおり、一部不開示決定とされたほか、開示請求による対象文書から関係する起案文書、方針決裁文書等が除外されたものであり、本件異議申立てを行ったこと及び本件異議申立てを行って以降の開示請求によって、本来は本件開示請求によって対象文書として特定され開示されるはずだった文書がはじめて特定され、開示された文書が存在することが明らかとなった。したがって、実施機関による理由説明書においても、一部不開示決定したことと併せて、関係する起案文書、方針決裁文書等を除外した理由についても、それぞれきちんと説明がなされるべきであった。

したがって、本件処分については、①なぜ不開示決定を行ったか、②なぜ開示対象文書から除外したかの二点について合理的な説明が行われなければならないものである。

イ 平成19年10月3日開催の協議会開催案内について検討すると、実施機関はその理由説明書において「同年9月26日及び27日に建築住宅課から開催の電話連絡を受け対応したものである」から、開催案内文書は作成していないとしている。

実施機関によって開示された平成19年9月26日及び27日付けの「弘前南高等学校第一体育館大規模改修に係る追加工事打合せについて（電話メモ）」は存在し、「打合せ日時を含めて、中南から情報が入り次第連絡します。」（同年9月27日電話メモ）との記載は見られるが、「10月3日に協議会を開催する」旨の記載はされていない。そして、開示されたその後のメモは、同年10月15日のものである。

平成19年10月3日の協議が重要な内容であったからこそ、同年9月26日及び27日の電話メモが存在するのであって、以上の経過から、同年10月3日開催について、たとえ電話連絡によって案内がなされたものであったとしても、その電話メモなどの記録がないとするのは極めて不自然である。

ウ 協議までに入手した資料等について

上記平成19年9月26日付け電話メモには「③事前の資料 まだ届いていないが、28日（金）ごろになると思われる。届いたら連絡します。」との記載がある。そうすると、協議会開催が当初の予定から日程が遅れて開催されたとしても、「事前の資料」が存在したであろうことがうかがわれる。この点、実施機関は平成21年4月13日付け決定により、10件の文書を開示したと説明しているが、これらの文書は、前記平成19年9月26日付け電話メモ記載の「事前の資料」とは性格が異なるものであろうことは容易に推測される。

仮に、平成19年9月26日付け電話メモ記載の「事前の資料」が存在しないということであれば、この点について経過等を含めてきちんとした説明がなされるべきである。

エ 起案文書・方針決裁文書について検討すると、学校施設課長からは「口頭で了解を得たもので」あるから、「既開示文書に係る起案書、方針決裁文書は作成していない。」とするのみである。

しかし、本件異議申立てに係る工事については、当初4,823万7,000円の予算に対して、平成19年10月3日に開催された協議会時に示された第2案を選択し、2,050万円の追加工事を決裁した事案であり、実施機関が説明するとおり学校施設課長から「口頭で了解を得た」とすれば、2,000万円を超える支出について課長が専決処分したと解されるが、それは支出金額の規模からいっても考えにくい（青森県教育委員会専決代決規程（昭和37年4月教育委員会訓令甲第3号）別表第1の学校施設課長専決事項によれば、財産の取得に関しての上限は、1件の予定価格が1,200万円未満とされている。）。もし仮に、実施機関が説明するように「口頭で了解を得たもので」あったとしても、どのような根拠に基づいて上記第2案を選択したのか、真実、課長決裁で工事が追加されていたのかさえ、うかがい知ることができない。

また、起案書、方針決裁文書も作成されないまま「県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（雨漏り防止工事）における工事内容の変更比較表（変更案2）」に「重要説明事項」として記載された「当方から学校施設課に対しては、再三に渡って当該建築物の耐震診断の実施とその結果を踏まえての工事実施を要望しているところですが、学校施設課からの依頼内容が、依然として雨漏り防止工事に留められて」いたのか、実施機関から開示された文書によってはその意思形成過程が全く説明されない。しかも本件事案は予算執行を伴うものであることにかんがみれば、実施機関が起案書さえ作成していないと主張することは、し意的な説明責任放棄にもなりかねない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

1 第2の1(1)に係る行政文書について

(1) 開催案内文書

学校施設課は、これまでも建築住宅課に対して大規模改修工事等についての営繕業務依頼をしているが、必要に応じて工事の実施等に関する打合せを行っている。打合せの内容や場所・時間等については、担当者間の打合せであることから、通常、電話等で調整されている。

平成19年10月3日に開催された協議会についても、追加工事の実施についての担当者間の打合せであり、同年9月26日及び27日に建築住宅課から開催の電話連絡を受け対応したものである。

異議申立人は、上記協議会の開催場所が学校施設課であることから、協議会の主催者が学校施設課であり、学校施設課が開催案内文書を作成しているのではないかと考えているように推察されるが、これまでの説明のとおり、開催案内文書は作成しておらず、したがって、起案書も作成していない。

(2) 新たに開示した文書

第2の1(1)の「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書（起案書、開催案内文書並びに協議までに入手した資料等を含む。）」のうち、「入手した資料等」については、異議申立書により、「協議会を開催しなければならない状況を認識するに至った過程で入手、作成した文書も含まれる」ことが判明した。このため、調査した結果、第2の4(1)から(10)までに掲げる行政文書が特定できたことから、平成21年4月13日付け決定を行った。

2 第2の1(2)に係る行政文書について

(1) 本件処分により開示済みの行政文書

第2の2の(1)及び(2)に掲げる行政文書は、平成19年10月3日に開催された協議会において、建築指導課から示された追加工事案決定に係る学校施設課長への説明文書である。学校施設課長への説明は、平成19年10月9日に行われたが、当該行政文書により説明の上、追加工事案2を決定することについて、口頭で了解を得たものである。

また、追加工事に係る予算関係文書である、第2の2の(3)及び(4)に掲げる行政文書についても、関係課への文書提出に際し、学校施設課長に説明し、口頭で了解を得たものである。このため、本件処分により開示済みの行政文書に係る起案書、方針決裁文書は作成していない。

(2) 新たに開示した文書

開示請求された第2の1(2)の「上記(1)の協議後に指摘内容に対する対応の分かるもの（起案書、方針決裁文書を含む。）」については、追加工事案の決定及び追加工事に係る予算関係文書が該当するものと解釈したが、異議申立書を精査した結果、追加工事の実施に関わる一切の文書が該当すると解釈するのが妥当と判断した。

このため、調査した結果、第2の4の(11)から(22)までに掲げる行政文書が特定できたことから、平成21年4月13日付け決定を行った。

3 第2の1(3)に係る行政文書について

開示請求された第2の1(3)の「弘前南高校第一体育館大規模改修工事の工事期間延長の経緯の分かる一切の文書」については、設計変更の契約当事者である中南地域県民局作成の文書が該当すると解釈したが、異議申立書の「設計変更の過程で、建築担当部署との情報の共有化と協議、方針決裁などが行われていたはずであることは容易に推認される」との指摘を踏まえ精査した結果、設計変更の過程における建築住宅課及び建築指導課との打合せ文書等も含まれると判断した。

このため、調査した結果、第2の4の(12)から(18)までに掲げる行政文書が特定できたことから、平成21年4月13日付け決定を行った。

4 反論書に対する意見書

(1) 第3の2(6)のイの「平成19年10月3日の協議会開催に係る電話メモがない理由」について

上記1(1)のとおり、平成19年10月3日に開催された協議会は、追加工事の実施についての担当者間の打合せであり、建築住宅課から電話連絡を受け対応したものである。

学校施設課の担当者によれば、建築住宅課から平成19年9月26日及び27日に電話連絡を受け、口頭でグループリーダーに報告するとともにメモを作成したが、自分の確認資料とするためにメモを作成したということである。

その後、建築住宅課から平成19年10月3日開催に係る電話連絡を受け、グループリーダーに報告したが、メモの作成はしなかったということである。

(2) 第3の2(6)のウの「平成19年9月26日付けメモ記載の「事前の資料」が存在しない」について

平成19年9月26日付けメモには、「まだ届いていないが、28日（金）頃になると思われる。届いたら連絡します。」とあるが、その時点で「事前の資料」とは具体的にどういう資料なのか把握していない。また、開催日前には届けられなかったも

のであるが、その理由についても学校施設課では把握していない。

なお、平成19年10月3日の協議会においては、中南地域県民局地域整備部建築指導課作成の資料を受領しているが、この受領資料が「事前の資料」を指すのかどうかについて、学校施設課では把握していない。

(3) 第3の2(6)のエの「学校施設課長からの口頭での了解」について

弘前南高校第一体育館大規模改修工事の実施に当たっては、建築住宅課に対し設計及び工事の実施について営繕業務依頼を行っている。

また、実施機関は建築住宅課に対し設計及び工事に係る予算の配当を行い、建築住宅課は、工事に係る設計及び工事を担当する中南地域県民局地域整備部に対し予算を令達している。

このように、請負業者と工事契約を締結・発注するとともに、施工管理を実施しているのは中南地域県民局地域整備部であり、工事の実施に係る予算執行は中南地域県民局地域整備部において処理しているものである。

上記2(1)で詳述したとおり、学校施設課長は、追加工事案を決定することについて口頭で了解したということである。

(4) 第3の2(6)のエの「起案書さえ作成していない」について

弘前南高校第一体育館大規模改修工事の実施に当たっては、決裁権者の了解を得て、適正に対応したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件異議申立てに係る審査対象

本件異議申立ては、本件処分に対して行われたものであるため、当審査会の審査は、本件処分により開示された第2の2(1)から(4)までに掲げる行政文書以外の行政文書の存否について行うものである。ただし、実施機関は、本件異議申立て後に、平成21年4月13日付け決定により、第2の4の(1)から(22)までに掲げる文書を新たに特定し、異議申立人にその全部又は一部を開示している。

平成21年4月13日付け決定が本件異議申立てに対する実施機関の判断となり得るものかどうか、その趣旨は明らかではないが、当該決定によって本件異議申立ての一部が実質的に認容されていると認められることから、当審査会が審査する対象は、平成21年4月13日付け決定によっても開示されなかった行政文書（以下「審査対象文書」という。）とし、その存否について判断するものである。

3 審査対象文書の存否について

(1) 平成19年10月3日開催の弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（以下「本件協議」という。）について

異議申立人が資料として提出した、学校施設課作成の打合せ記録「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議内容」には、本件協議の概要が記載されており、その内容から、本件協議は、次のとおり、担当者間の業務打合せであると認められる。

ア 参集範囲

中南地域県民局地域整備部からは担当者2名、県土整備部建築住宅課からは担当グループリーダー及び担当者2名、学校施設課からは担当グループリーダー及び担当者1名が参加している。

イ 場所

学校施設課（県庁舎 警察本部6階）

ウ 協議内容

(ア) 追加工事の必要性等について

県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（以下「本件工事」という。）の施工業者が調査した結果、建物の状態、特に外壁の状態が良くないことが明らかとなり、当初設計どおりの施工が不可能であるため、全般にわたって追加工事の必要があること、工期も延長する必要があることについて、営繕業務を担当する中南地域県民局地域整備部から説明がなされた。

(イ) 追加工事の方法及び工事費について

中南地域県民局地域整備部から追加工事案が2案示され、追加工事案につい

て学校施設課で検討することとなった。

(2) 本件協議の開催案内に係る文書の存否について

ア 異議申立人は、反論書において、本件協議の開催案内に係る文書として、平成19年10月3日開催について記載された電話メモなどの文書（以下「10月3日開催に係る電話メモ」）が存在する旨主張しているため、当該文書の存否について検討する。

イ 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催案内に係る連絡経路、10月3日開催に係る電話メモを作成しなかった理由等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。

(ア) 連絡経路について

協議開催案内に係る連絡は、県土整備部建築住宅課の担当者から学校施設課の担当者に対する電話により行われた。

(イ) 学校施設課内の連絡方法について

担当者は電話終了後、グループリーダーへ口頭で報告した。

(ウ) 平成19年9月26日付け及び同27日付け電話メモを作成した一方で、10月3日開催に係る電話メモを作成しなかった理由について

a 9月26日及び同27日の電話連絡については、グループリーダーへ報告後、担当者自らが確認のために、連絡内容についてメモを作成した。

b 10月3日開催に係る電話メモを作成しなかったのは、打合せ日時のみ連絡であったからでないかと思われる。

(エ) 記録の作成について

この種の会議に関わらず、担当者が会議の開催日時等を把握した場合には、速やかに担当グループリーダーへ報告を行っている。記録を作成することについて特に定められていない。

ウ 平成19年9月26日付け及び同27日付け電話メモの内容を当審査会が調査したところによると、本件協議は、当初、平成19年10月1日に開催する予定であったが、都合により延期となっていたこと、また、延期後の打合せ日時については、中南地域県民局地域整備部から県土整備部建築住宅課に情報が入り次第、学校施設課に対して連絡することとなっていたことが確認された。このため、その後の連絡事項は、主に開催日時など、軽微なものであったと推測され、その記録を作成しないとしても、業務に支障が生じるとまでは認められない。

エ このことからすると、実施機関が10月3日開催に係る電話メモを作成していないとしても、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。また、当審

査会の調査においても、これを覆し、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

(3) 本件協議の開催に至る経緯が分かる文書の存否について

ア 異議申立人は、反論書において、平成19年9月26日付け電話メモに「③事前の資料 まだ届いていないが、28日（金）ごろになると思われる。届いたら連絡します。」との記載があることから、本件協議の開催に至る経緯が分かる文書として、本件協議の開催までに入手した「事前の資料」が存在する旨主張しているため、当該文書の存否について検討する。

イ 実施機関は、反論書に対する意見書において、平成19年9月26日付け電話メモに記載の「事前の資料」が存在しない理由について、「協議開催日前には届けられなかったものであるが、その理由についても当課では把握していない」旨を述べている。

ウ このため、当審査会が実施機関に対し、協議開催前に「事前の資料」の内容を検討する必要はなかったのか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「協議開催前に資料の内容を検討することは望ましいと考えるが、平成19年9月27日付けの電話メモでは、県土整備部建築住宅課の担当者から「業者の見積りが高すぎて、再度、追加工事の内容を検討し、見積りを取り直すこととなった」との発言があり、資料の作成も遅れているようであり、やむを得ない」、「資料が送付されなかったことによる支障はなかったと考えている」旨述べている。

エ 平成19年9月27日付け電話メモの内容を当審査会が調査したところによると、「事前の資料」は、中南地域県民局地域整備部が作成し、県土整備部建築住宅課から学校施設課に提出される予定であったこと、本件協議の開催前の段階では、追加工事案が確定していなかったことがうかがわれる。また、上記(1)の本件協議の内容からすると、実施機関は、中南地域県民局地域整備部から追加工事案の提示を受けただけで、その適否については本件協議後に検討しており、本件協議の場で直ちに追加工事の内容を確定させる必要があったとは認められない。さらに、実施機関は、追加工事の費用、施工期間に関心があり、実施機関が対応可能な予算、期間の範囲内であれば、追加工事の具体的な施工方法については、本件工事の発注機関である中南地域県民局地域整備部にある程度任せているものと考えられ、このことは、当該資料が事前送付されなくても支障はなかったとする実施機関の説明からもうかがえる。

オ これらのことからすると、「事前の資料」について、「協議開催日前には届けられなかったものである」とする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。また、当審査会の調査においても、これを覆し、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

(4) 本件協議後の指摘内容に対する対応の分かる文書の存否について

ア 異議申立人は、反論書において、本件協議後の指摘内容に対する対応の分かる文書として、本件協議において中南地域県民局地域整備部から示された追加工事案のうち、第2案を選択し、2,050万円の追加工事を決裁した際の起案文書が存在する旨主張しているため、当該文書の存否について検討する。

イ 当審査会が実施機関に対し、実施機関が県土整備部に学校施設等の営繕業務を依頼する場合の事務手続の流れについて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。

- (ア) 実施機関（学校施設課）が、県土整備部（建築住宅課）に対して、営繕業務（設計及び工事の実施）を依頼する。
- (イ) 各地域県民局地域整備部は、工事に係る設計を実施する。
- (ウ) 実施機関（学校施設課）は、設計及び工事に係る予算を計上し、総務部（財政課）に予算執行計画書を提出する。総務部（財政課）は、県土整備部（監理課）に対して予算の配当替えを行う。
- (エ) 県土整備部の（監理課）は、工事に係る設計及び工事を担当する各地域県民局地域整備部に対して予算を令達する。
- (オ) 各地域県民局地域整備部は、令達予算に基づき工事を実施し、請負業者と工事契約を締結・発注を行う。

ウ 追加工事案決定に係る決裁権者について

また、当審査会が実施機関に対し、追加工事案の決定に係る意思決定方法について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べ、追加工事案決定に係る決裁権者は、学校施設課長であるとしている。

- (ア) 大規模改修工事の内容については、設計及び工事に係る予算要求の際には重要な事項であるため教育長に説明し、事業計画（対象校、改修箇所、実施年度、予算額等）について機関決定している。しかし、実際に執行する際の営繕業務依頼については、既に決定している事業計画に基づいて行う事務処理であり、その内容は軽微なものと考えられることから、青森県教育委員会専決代決規程（昭和37年4月青森県教育委員会訓令甲第3号）第5条に規定する「事案の内容が軽微と類推できるもの」に該当するものと判断し、課長専決事項として対応している。

- (イ) 営繕依頼業務は、金額の多寡に関わらず、課長専決事項としている。
- (ウ) 予算執行計画書の提出は、議決された事項に係る事務処理であることから、課長専決事項として対応している。
- (エ) 追加工事案の内容は、主に外壁下地材の補修が必要となったということであり、本件工事の継続が困難になるという事項ではないこと、また、追加工事に要する費用も予算内で対応できる見込みであったことから、その決定については、課長専決事項として対応した。

エ 追加工事案決定に係る決裁手続について

さらに、当審査会が実施機関に対し、追加工事案の決定に係る決裁手続等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。

- (ア) 課長専決事項とされている事務の決裁手続について
 - a 課長専決事項については、すべて口頭での了解により処理しているわけではなく、たとえば「営繕業務依頼」については、起案文書により処理している。
 - b 本件については、資料を説明し課長の了解が得られたことから、起案書作成により処理しなかったものであるが、現時点では、課長から口頭により了解を得たことについて資料に記載することが、より適切な対応であったと考えている。
- (イ) 口頭での了解を得たことについての記録の有無について
口頭での了解を得たことについて、関係資料にメモするなど、記録はしていなかった。
- (ウ) 追加工事案決定に係る決裁手続について
起案書により決裁を受ける場合のほか、資料を基に説明して了解を得る場合もある。

オ 行政機関の意思決定は、起案文書を作成し、決裁権者の決裁を得ることにより行われることが一般的であると考えられること、また、実施機関が営繕業務依頼については起案文書により決裁していることを踏まえると、営繕業務依頼の一部変更とも言える追加工事案の決定について、起案文書によらずに決裁を行っていることは、意思決定手続の妥当性の観点から、疑問がないわけではない。

しかし、当審査会が調査したところ、青森県教育委員会専決代決規程及び教育委員会文書取扱規程（昭和36年12月青森県教育委員会訓令甲第12号）には、意思決定に当たり、起案文書による決裁を義務付ける規定は存しないため、決裁権者による決裁手続は、口頭による了承など、起案文書により行われない場合があり得るものと認められる。

このことを踏まえると、学校施設課長から口頭での了解を得たため、追加工事

案の決定に係る起案文書は作成していないとする実施機関の主張は、直ちにこれを不合理であるとまでは認めることはできない。また、当審査会の調査においても、これを覆し、文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

(5) 以上から、実施機関は、審査対象文書を保有していないものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、審査対象文書を保有していないものと認められるため、第1のとおり判断する。

5 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次の点を付言する。

(1) 対象行政文書の特定について

実施機関は、本件異議申立て後において、異議申立書に記載されている内容から、本件処分における文書特定が不十分であることが判明したとして、本件処分に追加して平成21年4月13日付け決定を行っている。

当審査会が実施機関に対し、当審査会が本件開示請求の内容を狭義に解釈した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件処分の時点においては、請求内容を狭義に解釈し開示したわけではない」と述べている。

しかし、本件開示請求に係る開示請求書の記載を文言どおり解釈すると、異議申立人が開示を求める行政文書は、第2の1(1)に係る行政文書については、本件協議の開催案内に係る文書に限定されないこと、同(3)に係る行政文書については、中南地域県民局地域整備部が作成した文書に限定されないことなど、本件処分において実施機関が特定した文書以外のものを含んでいることは明らかであるから、本件処分における実施機関の判断に合理性があったとは認めることはできない。

「開示請求権の十分な尊重」を基本理念とする条例の趣旨にかんがみ、実施機関が開示請求に係る行政文書を特定する際には、開示請求者が必要とする行政文書が過不足なく特定されるよう、必要に応じて開示請求者に確認するなど、開示請求者の真意をくみ取った上で、開示請求書記載の文言を合理的に解釈しなければならない。いやしくも、その解釈がし意的になされているとの批判を受けないよう、留意する必要がある。

(2) 追加工事案の決定に係る文書の作成について

一般的に、行政機関の意思決定に当たっては、起案文書を作成し、決裁権者が決裁する手続がとられ、このことにより、意思決定の過程を確認することが可能となるものである。

実施機関が決定した追加工事案の内容は、大幅な工期の延長、相当な予算の増額を伴うものであり、行政機関内部における日常的業務の打合せのような軽微なものとは言えない。にもかかわらず、口頭による決裁が、その必要性について十分に検討することなくまん然と行われ、その記録も残されないとすれば、なぜそのような意思決定や政策判断がなされたのかが明らかにならず、行政の説明責任が果たされないこととなる。

実施機関は、口頭による決裁を得たことについて記録を作成することの必要性を認めているところであり、緊急に口頭による決裁を得る必要があったとしても、事後において決定に至る経緯を記録した文書を作成するよう努めるべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 4 月15日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 5 月13日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 5 月22日 (第155回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 5 月25日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 6 月12日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成21年 6 月26日 (第156回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 7 月24日 (第157回青森県 情報公開審査会)	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。 ・審査を行った。
平成21年 8 月28日 (第158回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 9 月18日 (第159回青森県 情報公開審査会)	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。 ・審査を行った。
平成21年10月23日 (第160回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年11月25日 (第161回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年12月18日 (第162回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。

平成22年1月22日 (第163回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成22年2月17日 (第1回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成22年 2 月24日現在)